

雲南市定期予防接種実施要綱

令和6年12月14日

告示第605号

(趣旨)

第1条 この告示は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び第6条第1項又は第3項の規定により市が実施する予防接種（以下「予防接種」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 予防接種の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、接種時において予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に定める者とする。

2 前項に定める者の内、専門性の高い医療機関での予防接種が必要であると市長が認める場合は、別に定めることができる。

(実施方法)

第3条 予防接種は、市長が委託した医師会及び医療機関において、個別に接種する方法により実施するものとする。

2 予防接種は、市長が定める予防接種実施要領により実施するものとする。

3 予防接種の実施に当たっては、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）を遵守するものとする。

(予防接種の費用)

第4条 法第28条の規定により徴収する費用は、次のとおりとする。

予防接種の種類	1回当たり費用
A類疾病（法第2条第2項に規定する疾病をいう。）	無料
B類疾病（法第2条第3項に規定する疾病をいう。）	市長が定める額

(予防接種費用の免除)

第5条 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を受給している者については、前条の費用を免除する。

(健康被害の救済)

第6条 予防接種による健康被害の救済については、法及び雲南市予防接種健康被害調査委員会条例（平成16年雲南市条例第185号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(雲南市定期の予防接種実施要綱の廃止)

2 雲南市定期の予防接種実施要綱（平成18年雲南市告示第141号）は廃止する。

(雲南市定期の予防接種（高齢者インフルエンザ）実施要綱の廃止)

3 雲南市定期の予防接種（高齢者インフルエンザ）実施要綱（平成22年雲南市告示第235号）は廃止する。

(雲南市定期の予防接種（高齢者肺炎球菌ワクチン）実施要綱の廃止)

4 雲南市定期の予防接種（高齢者肺炎球菌ワクチン）実施要綱（平成26年雲南市告示第286号）は廃止する。

(雲南市定期の予防接種（高齢者新型コロナワクチン）実施要綱の廃止)

5 雲南市定期の予防接種（高齢者新型コロナワクチン）実施要綱（令和6年雲南市告示第482号）は廃止する。

(経過措置)

6 この告示による改正後の雲南市定期予防接種実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する予防接種について適用し、同日前の予防接種に係るものについては、なお従前の例による。